

江連八間 土地改良区だより

第14号

発行日 令和7年4月1日
 発行者 江連八間土地改良区
 理事長 吉原 光夫
 〒304-0817 下妻市羽子 53 番地 1
 TEL 0296-44-3934
 FAX 0296-44-9186

第十四回 通常総代会

ご挨拶

理事長 吉原 光夫



皆さんおはようございます。本日は、令和六年度第十四回通常総代会にお忙しい中、ご出席頂き誠にありがとうございます。世間では今、毎日のように米が高いと話が出ております。新聞を見てもテレビのニュースでも米が高いという話ばかり出ておりますけれども、我々生産者現場から見れば当たり前の事だと言ってやりたい気がします。生産資材の高騰、あらゆる物価が上がっている中で米価ですら逆に、今回米価が上がらなかつたら非常に厳しい状況におかれてしまったのではなからうかと思っております。でございます。

問題はこれからの事です。国の方で備蓄米の放出、そしてまた主食米の面積の拡大、そういう事が懸念される訳ですが4万、5万とバカみたいな相場ではなくても再生産できる確実なデータと言うものが決定していただければあり

がたいなと思っております。昨年二十五ぶりに農業の憲法でもあります食料・農業・農村基本法の改正がありました。今、内容について煮詰めている段階でございます。今、日本の農業が大きく変わる時代に入ってきているのではなからうかと思っております。今、日本の農業人口は百九十九万人。その中で六〇歳以上が七割と言われております。後十年たつと農業人口は四分の一になると言うデータがはつきり出ております。非常に大きな変わり目に入っております。各市町村でも地域計画を作成しております。これはどう言う事かと言いますと、各地域の農地を誰が耕作しているかを色分けしているんですね。例えばAさんが耕作しているのが赤、Bさんが耕作しているのは青と色分けしているんですが、その図面を見てみますとその地域が5色6色ぐらいで埋まっております。当然細かい農地もありますが、たぶん近い将来5色ぐらいの色に染まってしまうのではなからうかと思っております。今後、担い手と言われる農家の方々がその地域を耕作して行くと言う事になると思っております。本当にこの先、日本の農業が大きな変わり目に来ているところがあります。我々土地改良区としましても、これまでの運営方法では中々苦しくなりません。時代に即した運営と言うものを考えて行かなくてはならない時期に来ていると思っております。そういう状況の中でございますけれども、現在当改良区で今行っている主な事業について報告致します。

圃場整備事業関係ですが、一つ目は下妻市の総上豊加美地区圃場整備事業は百八ヘクタールあります。大体仕上がりをまして、今年から作付け出来ると思います。二つ目は常総市の三坂地区圃場整備事業は五〇ヘクタールあります。数年前から作付けはしておりますけど全て完了するのは令和八年度で完了する見込みでございます。

す。後は下妻市の二本紀地区農業競争力強化農地整備事業は六四ヘクタールありまして、令和七年度から開始でございます。

その他では、今年から田んぼダム促進事業を行っております。これは、全国的に線状降水帯やゲリラ豪雨等が発生しておりまして、非常に水害が多く増えているわけでございますが、それに対しての治水関係の事業でございます。茨城県の方が今年度、補正予算で田んぼダム関係の補正予算を組んだわけでございますが、その中のモデル地区が茨城県で2ヶ所ありますけれども、その1ヶ所が当改良区に来たわけでございます。これは百パーセント県の補助金で出来る事業であります。今回6800万円の予算がつきまして、それを当改良区で全部やらせていただく事になりまして、面積は約六〇ヘクタール、今年度の事業ですので早急に現場でやっております。水田の排水側に田んぼダムの柵をつけて大雨が降っても一度に水が流れないように時間をかせぐシステムになっております。柵をつけると同時に排水の整備が同時に全部出来る内容になっております。この事業に関しては来年、再来年と3年間やる予定でございます。我々土地改良区といたしましても積極的に取り組んで参ります。

何点かの主な事業を報告したわけでございますが、いずれにしましても、先程申し上げたとおり日本の農業情勢が大きく変わっている中で我々土地改良区としましては時代の流れに沿った内容を踏まえまして進めて行きたいと思っております。

我々役員一丸となって組合員の方々の意見に添えられるように努力して参りたいと思っておりますのでこれからもどうぞよろしくお願いたします。

簡単ではございますが私の挨拶にかえさせて頂きます。

令和五年度会計収入支出決算報告

収 入			支 出				
科 目	本年度決算額	本年度予算額	増・減(▲)	科 目	本年度決算額	本年度予算額	増・減(▲)
土地改良事業	226,978,508	226,749,000	229,508	土地改良事業	126,671,190	135,283,000	▲ 8,611,810
附 帯 事 業	13,336,390	10,516,000	2,820,390	一般管理費	113,675,853	131,023,000	▲ 17,347,147
基本財産	1,143,244	916,000	227,244	土地改良事業負担金	111,827,729	111,910,000	▲ 82,271
補助金等	22,677,274	21,037,000	1,640,274	支 払 利 息	350,335	450,000	▲ 99,665
交 付 金	9,000,000	9,000,000		基本財産積立	6,000,000	6,000,000	
寄 付 金	345,408	250,000	95,408	特定資産積立	11,037,580	12,030,000	▲ 992,420
受 託 料	3,957,890	4,000,000	▲ 42,110	雑 支 出	23,950	150,000	▲ 126,050
雑 収 入	1,675,879	1,017,000	658,879	繰 越 金	92,942,046	40,254,000	52,688,046
借 入 金	90,944,000	90,945,000	▲ 1,000	予 備 費	0	20,000,000	▲ 20,000,000
特定資産取崩	1,090,655	1,200,000	▲ 109,345				
固定資産売却	734,136	730,000	4,136				
創設用地	0	100,000	▲ 100,000				
繰 越 金	90,645,299	90,640,000	5,299				
合 計	462,528,683	457,100,000	5,428,683	合 計	462,528,683	457,100,000	5,428,683

令和五年度 事業報告

第一地区及び組合員の状況

① 地区の総面積 (令和6年3月31日調整)

	前年度末地積	本年度末地積	増	減
かんがい施設	4,219ha	4,215ha		4ha

② 組 合 数

	前年度末	本年度末	増	減
第1選挙区	308人	305人		3
第2選挙区	778人	777人		1
第3選挙区	545人	544人		1
第4選挙区	352人	347人		5
第5選挙区	392人	391人		1
第6選挙区	574人	574人		
第7選挙区	213人	213人		
第8選挙区	231人	232人	1	
第9選挙区	487人	485人		2
第10選挙区	357人	357人		
第11選挙区	432人	431人		1
第12選挙区	442人	442人		
第13選挙区	563人	564人	1	
合 計	5,674人	5,662人		12

第一事業の状況

① 用水について

・ 幹線水路敷の除草工事を改良区職員・浚渫工事を請負により実施した。

・ 揚水樋管については、国土交通省の履行検査を受け、法令等に基づき管理した。

② 排水について

・ 各排水機場の定期点検、随時点検を実施した。
 ・ 各幹線排水路において、請負による除草工事を実施。他に地元組合員による草刈清掃が実施された。
 ・ 排水樋管については、国土交通省の履行検査を受け、法令等に基づき管理した。

二、工事施行の状況

① 一般会計による施行状況

(1) 各施設の改良、保安工事(揚水機関係)

・ 保喜田第1機場吐出配管腐食応急工事
 ・ 保喜田機場取水堰浚渫工事

(2) 各施設の改良、保安工事(排水機関係)

・ 大生排水機場グラントパッキン・封水ポンプ交換整備工事

・ 大生排水機場高架タンク配管補修工事

・ 大生排水機場雨樋パイプ補修工事

・ 大生排水機場大気・真空バルブ修繕工事

・ 朝日排水機場グラントパッキン・封水ポンプ交換整備工事

・ 柳原排水機場作業外灯交換工事

・ 豊田排水機場変電設備検査・改修工事

・ 百間堀排水機場屋外ゲート電気設備改修工事

(3) 用排水路整備工事

・ 保喜田送水管土砂流出復旧工事

・ 下妻市小島地区共同施工除草工事

・ 保喜田第1機場導水管路・集水柵浚渫工事

・ 県営六軒支線水路取水ゲート交換工事

(4) 用排水路除草・浚渫工事

・ 他改良区合同職員による水路敷除草剤散布

第1工区 筑西市伊讚美〜筑西市船玉 6200m

第2工区 筑西市船玉〜下妻市江 5100m

第3工区 下妻市江〜下妻市半谷 4800m

第4工区 下妻市長塚〜常総市新石下 8500m

下妻市今泉〜下妻市下栗 700m

組合員による水路敷草刈 2地区

・排水路堤塘除草工事

千代田堀・百間堀・大生排水路・豊田排水路・

柳原排水路

・組合員による排水路敷草刈 28地区

・水路浚渫

第1工区 舟玉支線(源次郎分水く上野地内)

第2工区 左岸幹線(広岡水門く妙見水門)

小保川支線(小保川水門く本石下地内)

第3工区 豊加美支線(堀籠・豊加美分水く館方地内)

第4工区 大房支線(左岸幹線吐出く三坂新田地内)

石下支線(収納合水門く関鉄サイフォン)

六軒支線(左岸幹線吐出く福二地内)

・組合員による水路浚渫 2地区

・組合員による排水路浚渫 1地区

(5) 塗装等工事 なし

(6) その他の工事 なし

②補助事業による工事

・維持管理適正化事業

沖新田第2機場ポンプ設備改修工事

・維持管理適正化事業

布川第2用水機場調整池補修工事

・県単農業生産整備事業

沖新田第1揚水機場ポンプ設備改修工事

・県単農業生産整備事業

三坂地区用水ポンプ更新工事

・県単農業生産整備事業

大木地区用水機場ポンプ設備整備工事

第二 事務の経過

一、総代会の開催及びその議決事項

◎第十四回 通常総代会開催

令和七年二月二十七日(総代定数九〇名・現在数

八九名 出席七六名・欠席十三名)

第十四回 通常総代会を開催致しました。

吉原理事長挨拶の後、議長に第2被選挙区の野

寺政男総代が指名され、左記十二議案が原案の通

り議決された。

決議事項

認定第一号 令和五年度 会計収入支出決算の承

認について

議案第一号 令和六年度 会計収入支出補正予算

(案) について

議案第二号 定款の一部変更(案) について

規約の一部(案) について

議案第三号 会計細則の一部改正(案) について

議案第四号 令和七年度 組合費の賦課率及び賦

課徴収方法並びに賦課徴収期限(案)

の議決について

議案第五号 令和七年度 現金保管に関する金融

機関の議決について

議案第六号 令和七年度 役員・総代の報酬及び

費用弁償について

議案第七号 令和七年度 地区除外決済金(案)

について

議案第八号 令和七年度 事業計画(案) 及び会

計収入支出予算(案) について

議案第九号 令和七年度 県営総上・豊加美地区

圃場整備事業予定及び長期借入につ

いて

議案第十号 令和七年度 県営三坂地区圃場整備

事業予定及び長期借入について

議案第十一号 令和七年度 農業競争力強化農地整

備事業(経営体育型) 二本紀地区事

業予定及び長期借入について

令和七年度 事業計画について

国営幹線水路については国営事業完了後、約50年

が経過し、施設の老朽化が進んでおり国営応急対策

事業で順次更新しております。国営左岸幹線用水路

除草工事につきましては、例年通り鬼怒川南部土地

改良区連合を主体とし、関係7改良区職員をお互い

派遣しながら除草剤散布・雑木伐採等を自力施

行する事により、他改良区との職員連携協力と経費

削減を目標と致します。

取水期の水管理については、鬼怒川南部土地改良

区連合を中心に上流域改良区との連携を密にし、必

要水量維持を目指し用水不足地区が生じないよう配

水調整にあたります。また軽微な除草及び漏水箇所

補修等は職員にて実施するよう努め、排水施設設備

については不測の自然災害に備えるための定期点検

・診断を実施すると共に、近年多発する線状降水帯

による集中豪雨対策として、令和6年度から事業実

施している田んぼダム(落水柵)設置に対しての協

力等、防災減災対策を推進して行きます。

電気料金削減に関しましては、数年前からの改良

区取組に理解を頂き機場管理者・組合員皆様のご協

力のもと節水・節電への意識改革の取り組みを継続して実施致します。受益地内施設に関しては、老朽化が進んでおりますので補修及び更新工事の増加による改良区及び組合員の負担を軽減すべく、国県等の補助事業を活用すると共に関係市への補助金交付申請を実施し補修更新に対応したいと考えます。

① 総上・豊加美地区圃場整備事業については、パイプライン付帯工事・調整池取水ゲート設置工事一式・第3機場深井戸ポンプ設置工事の予定となり、令和9年度事業完了見込みとなります。

② 三坂地区圃場整備事業については、付帯工事（排水路・道路）確定測量を予定し、令和8年度完了見込みとなります。

③ 農業競争力強化農地整備事業（本紀地区）については令和7年度より調査設計・配水槽用地買収業務の予定となっております。

賦課徴収に関しては口座振替が進み、過去5年平均約98%納付実績となり、関係各市農政窓口及び農業委員会等と情報を共有する事により納付実績向上に繋がります。また滞納に関しては長期滞納者防止対策として、納付相談を実施する事で詳細を把握し、更に分割納付契約書を取り交し滞りなく実施出来るよう努めます。会計業務については、複式簿記制度を深く理解する事により更なる財務状況の明確化を図り、健全な業務運営に努めます。

以上、令和7年度本土地区改良区の円滑なる運営に向けて役員一丸となって事業の推進を図って参ります。

入				出			
科目	本年度予算額	前年度予算額	増・減(▲)	科目	本年度予算額	前年度予算額	増・減(▲)
土地改良事業収入	246,624,000	225,759,000	20,865,000	土地改良事業費支出	360,365,000	324,385,000	35,980,000
付帯事業収入	10,540,000	10,540,000		一般管理費支出	123,580,000	145,940,000	▲22,360,000
基本財産運用収入	1,018,000	1,018,000		土地改良事業負担金支出	61,266,000	80,365,000	▲19,099,000
補助金等収入	158,335,000	95,370,000	62,965,000	支払利息	660,000	750,000	▲90,000
交付金収入	10,530,000	69,270,000	▲58,740,000	固定資産取得支出	3,000,000	0	3,000,000
寄附金収入	250,000	250,000		基本財産積立支出	4,000,000	6,000,000	▲2,000,000
業務受託料収入	3,241,000	4,740,000	▲1,499,000	特定資産積立支出	11,830,000	9,830,000	2,000,000
雑収入	912,000	912,000		雑支出	150,000	150,000	
借入金収入	41,201,000	59,001,000	▲17,800,000	繰越金	1,000,000	1,000,000	
特定資産取崩収入	43,000,000	61,460,000	▲18,460,000	予備費	20,000,000	20,000,000	
固定資産売却収入	100,000	0	100,000				
創設用地収入	100,000	100,000					
繰越金	70,000,000	60,000,000	10,000,000				
合計	585,851,000	588,420,000	▲2,569,000	合計	585,851,000	588,420,000	▲2,569,000

令和七年度 会計収入支出予算

積立資産区分	年度当初	年度中増減	年度末見込
基本財産	216,139,000	1,000,000	217,139,000
役員退任慰労金	4,175,000	550,000	4,725,000
職員退職給与	82,394,000	6,580,000	88,974,000
車両備品等減価償却	11,945,000	▲2,900,000	9,045,000
農地転用決済金	152,312,000	▲18,000,000	134,312,000
施設機能維持費	146,994,000	▲17,500,000	129,494,000
事業積立金	35,000,000	3,000,000	38,000,000
創設用地積立	78,379,000	100,000	78,479,000
合計	727,338,000	▲27,170,000	700,168,000

令和七年度 積立金残高見込

各維持管理委員会賦課金 (11) 賦課単価 10 a 当り
当改良区が受託する維持管理委員会の賦課になります

【砂沼地区維持管理賦課金】

- 1. 賦課金額 全期 (田) 1,000円
- 2. 納入期限 令和7年 6月 2日 (月)

【石下東部地区維持管理賦課金】

- 1. 賦課金額 全期 (田) 1,500円
(畑) 1,500円
- 2. 納入期限 令和7年10月31日 (金)

【下妻千代川地区維持管理賦課金】

- 1. 賦課金額 全期 (田) 2,000円
全期 (畑) 1,500円
- 2. 納入期限 令和7年 6月30日 (月)

【樋橋地区維持管理賦課金】

- 1. 賦課金額 全期 (田) 2,000円
- 2. 納入期限 令和7年12月 1日 (月)

【若宮戸地区維持管理賦課金】

- 1. 賦課金額 全期 (田・畑) 1,000円
- 2. 納入期限 令和7年 6月30日 (月)

【二本紀地区維持管理賦課金】

- 1. 賦課金額 全期 3,000円
- 2. 納入期限 1期 令和7年 4月30日 (水)
2期 令和7年 9月30日 (火)

【水海道東部第1地区維持管理賦課金】

- 1. 賦課金額 全期 (田) 3,000円
(畑) 1,000円
- 2. 納入期限 令和7年 6月30日 (月)

【水海道東部第2地区維持管理賦課金】

- 1. 賦課金額
川崎地区 全期 (田) 3,000円
全期 (畑) 1,500円
東地区 全期 (田) 4,000円
全期 (畑) 1,700円
- 2. 納入期限 1期 令和7年 7月31日 (木)
2期 令和7年10月31日 (金)

【大生地区維持管理賦課金】

- 1. 賦課金額 全期 (田) 4,000円
全期 (畑) 2,000円
- 2. 納入期限 1期 令和7年 6月30日 (月)
2期 令和7年12月 1日 (月)

【総上・豊加美地区維持管理賦課金】

- 1. 賦課金額 全期 (田) 4,000円
全期 (畑) 1,000円
- 2. 納入期限 1期 令和7年 6月 2日 (月)
2期 令和7年 9月30日 (火)

【三坂地区維持管理賦課金】

- 1. 賦課金額 全期 (田) 4,000円
全期 (畑) 1,000円
- 2. 納入期限 令和7年 6月30日 (月)

《令和7年度 賦課金通知について》

【江連八間土地改良区賦課金】 賦課単価10a当り

- 1. 賦課金額 3ブロック4段階賦課体制
旧江連単独地区 (田) 4,500円
重複地区[基準] (田) 7,500円
旧八間単独地区 (田) 3,000円
旧八間単独地区 (畑) 2,400円
 - 2. 賦課期日
全期 令和7年 4月 1日
 - 3. 納入期限
第1期 令和7年 4月30日 (水)
第2期 令和7年 9月30日 (火)
- ※納入期限 (月末) が土・日・祝祭日になる時は、
休日の翌日になります。

◎賦課金通知に不服があるときは？

通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、書面を以って理事長に対して審査請求をする事が出来ます。

現金支払いの方へお知らせ

直接、改良区または、次の金融機関に納めていただきます。

- 1. 筑波銀行 (県内本支店)
- 2. JA常総ひかり農業協同組合 (本支店)
- 3. 北つくば農業協同組合 (本支店)

尚、当改良区は、口座振替制度を推進しておりますので、現在現金支払いの方は口座振替への変更にご協力をお願い致します。

各維持管理委員会 地区除外決済金

(10a当たりの額)

- 1. 砂沼地区維持管理委員会 20,000円
- 2. 石下東部地区維持管理委員会 30,000円
- 3. 下妻千代川地区維持管理委員会 20,000円
- 4. 樋橋地区維持管理委員会 40,000円
- 5. 若宮戸地区維持管理委員会 15,000円
- 6. 二本紀地区維持管理委員会 30,000円
- 7. 水海道東部第1地区維持管理委員会 40,000円
- 8. 水海道東部第2地区維持管理委員会
川崎地区 (田) 60,000円 (畑) 30,000円
東地区 (田) 80,000円 (畑) 34,000円
他地区 (田) 82,000円 (畑) 34,000円
- 9. 大生地区維持管理委員会 60,000円
- 10. 関本地区維持管理委員会 20,000円

◎現在、JA窓口で現金で納付されている方にお知らせ

令和七年度よりJA窓口で現金での納付の手数料は、お客様負担になりますので、口座振替を推奨いたします。

◎地区除外決済金について

農地以外の地目に変更する時は、改良区が定める「地区除外決済金」がかかります。地区除外決済金を納めて頂き、土地台帳から抹消いたします。決済金の額は、所在する土地に対する賦課金の20年分です。決済金をお支払い後に、関係市に届け出る「意見書」を交付いたします。

◎施設機能維持費決済金について

地区除外決済金納付時に、除外した後の用排水施設の維持管理及び災害復旧等の費用として、施設機能維持費決済金として納付願います。決済金の額は、所在する土地に対する賦課金の30年分です。従って、地区除外するときは、当該年度賦課額に対し、合計50年分を納付願います。

また、決済時点において未納賦課金がある場合には、併せて清算いたしますので、ご了承ください。

◎維持管理委員会の地区除外決済金

江連八間土地改良区の地区除外決済金の他、各維持管理委員会地区内の農地である場合は、別表の維持管理委員会が規定する決済金も併せて納めて頂きます。これは、土地改良区と同様に、加入している土地が減ることによって、残る組合員への負担が増えないように定めているためです。又、決済金の額は、各委員会とも、前年度と変更はありません。

◎滞納賦課金は新しい組合員に継承されます

土地改良区内の農地を売買するとき（競売も含む）や、組合員の資格を交替する場合に、その土地に滞納賦課金があると、土地改良法第四二条第一項（権利義務の承継及び決済）の規定により、新たに土地を取得した方に滞納賦課金の支払い義務が生じることになります。後でトラブルが生じないように、農地の売買等の契約をされる場合は、「当事者間で滞納賦課金を清算してから、所有権・耕作権の移転」をされるようお願いいたします。

◎組合員の変更手続きについて

次のような場合があったときは、必ず土地改良区に手続きをしてください。

- 1 組合員が死亡した時
- 2 組合員が住所を変更したとき
- 3 土地の売買や交換があったとき
- 4 生前一括譲与するとき

※土地改良区の土地台帳（賦課金の算定）は、組合員の皆様からの届け出によって変更になります。

市役所等へ届けを出しても、こちらには連絡がありませんので、恐れ入りますが当改良区まで届け出をお願い致します。

◎賦課金納付について

当改良区では賦課金未収を減少させる事により、耕作者による賦課金納付を推奨して参ります。

又は現在、相対により農地の賃借を行っている方に関しましては、茨城県農地中間管理機構（TEL029-350-8687）を活用していただく事により、農地の利用による賦課金区分が明確化されます。

農地中間管理事業を活用し 農地の利用を進めてみませんか？

<p>農地を貸したい [出し手] 規模縮小・経営転換・農地相続でお困りの方</p> <p>農地を貸すメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付期間満了後、農地は確実に出し手に戻ります。 設定した地代は機構から確実に支払われます。 相継税、隠存税の納税猶予措置が継続されます。 	<p>農地を借りたい [受け手] 規模拡大・新規参入をお考えの方</p> <p>農地を借りるメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期の借入期間により農地が安定した営農が可能となり作業効率も向上します。 分譲した農地の農地化が可能な場合があります。 地代は敷借にまともに出す必要がなく、借付がなくなった場合、機構が次の受け手を探ししへ備前にお支払いします。
---	--

借受と転貸 茨城県農地中間管理機構「農地バンク」(茨城県農林振興公社)

機構が借り受けられる農地の基準(主なもの)

- 市街化区域以外の農地であること
- 10年以上の貸し付けが可能であること
- 土地改良区賦課金の滞納がないこと
- 再生作業が困難な遊休農地ではないこと
- 賃借範囲が明確にできること
- 大型農業機械が通行可能な進入路が確保されていること

最寄りの市町村(農政担当)または、茨城県農地中間管理機構まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

茨城県農地中間管理機構 (公益社団法人茨城県農林振興公社)
茨城県水戸市上原町3-118-1
TEL.029-350-8687 <https://www.ibanourin.or.jp/kanri/>

各地域お問い合わせ先

- 県北農林事務所 駐在 TEL.0294-33-8772
- 県東農林事務所 駐在 TEL.029-231-6560
- 県南農林事務所 駐在 TEL.029-823-5633
- 県西農林事務所 駐在 TEL.0291-32-6272
- 県東農林事務所 駐在 TEL.0296-48-8225

令和7年度 江連八間土地改良区 配水計画

取水口の位置

名称	位置
勝瓜頭首工	栃木県真岡市勝瓜174番の1地先
黒子頭首工	茨城県筑西市嘉家佐和1552番地先

最大取水量は、次の表のとおりとする

区分	期間 4月1日～ 4月20日	4月21日～ 5月31日	6月1日～ 9月10日	9月11日～ 9月25日
勝瓜頭首工	2.286m ³ /s	17.575m ³ /s	18.950m ³ /s	12.796m ³ /s
黒子頭首工	0.528m ³ /s	3.000m ³ /s	3.000m ³ /s	3.000m ³ /s
(補給) 船玉第1		1.500m ³ /s	1.500m ³ /s	
(補給) 船玉第2		0.894m ³ /s	0.894m ³ /s	

本地区の利水調整に係る関係機関 茨城県筑西市乙 225-3 鬼怒川南部土地改良区連合

令和7年度 職員体制 (令和7年4月1日)

事務局長	相山雅勇
総務課長兼会計主任	新井雅治
工務課長	富田直希
会計係長	柳田俊文史
工務係長	青柳公史一
賦課徴収係長	市村健一
庶務係	松本悦美
主査	海老原陽晃
工務係	佐藤祥士
工務係	小林佳央
工務係	中村佳央
定年退職	高橋頼子

◎ホームページを開設いたしました

パソコンまたはスマートフォンをご使用してご利用いただけますよう、よろしくお願い致します。土地改良区からのお知らせのほか、名義変更、耕地移動、施設使用等の申請書類も取得できますので、ご利用ください。

HPアドレス

<https://www.edurehachiken.or.jp>



令和7年度 番水計画実施について

- 第一回目 四月二十八日(月) 午前10時から
 - 第二回目 四月二十九日(火) 午前10時から
 - 第三回目 四月三十日(水) 午前10時から
 - 第四回目 五月一日(木) 午前10時まで
 - 第五回目 五月二日(金) 午前10時から
 - 第六回目 五月三日(土) 午前10時から
 - 第七回目 五月四日(日) 午前10時から
 - 第八回目 五月五日(月) 午前10時まで
- 以上、例年通り四回実施いたします。

◎本年の田植期の水状況について

現在の上流水源である上流ダム群(五十里ダム・川俣ダム・川治ダム・湯西川ダム)の貯水量は、前年度同レベルな状況(平均値対比90%(3月3日現在))となっております。

このような状況から、例年は4月20日頃から下流域への通水を開始しますが、本年も通水の準備を早期に完了し、砂沼が満水になり次第、送水を開始する予定です。組合員の皆様も、田植の準備を早い段階で始められ、用水が潤沢な早い時期に、田に水を入れていただきますよう、ご協力をお願い致します。

◎揚水機場(222箇所)

令和6年度に使用した機場電気料

72,431,935円

令和元年度より電気料削減対策として取組をしております監視委員による機場運転状況調査については、用配水調整委員及び組合員の皆様の意識改革が浸透しておりますので本年度も引き続き、調査を実施します。組合員の皆様にはなお一層、節電・節水に対する協力をお願い致します。

一、節電対策

◎週2回(月・金)の運転休止

◎雨天時の運転休止

ご協力願います

「田んぼダム」に取り組んで、お住まいの地域を守っていきましょう！

まとまった農地で取り組みましょう！

▶田んぼダムってなに？

それぞれの田んぼに降った雨をゆっくり排水路や河川へ流すことで、急な増水・湛水による集落や農地・施設での被害を抑える取り組みです。

▶取り組みの費用は？ 今回、地元の負担はありません！

田んぼダムの取り組みにあたり、専用のマスを田んぼに設置します。工事は土地改良区等で実施してもらい、その費用は茨城県が全額負担します。ただし、整備したマスの管理は地元でお願いします。

▶期待されるメリットは？

江連八間土地改良区面積4,200ヘクタールで、50ミリ分の雨を調整できたら210万トン。東京ドーム1.6杯分。

田んぼに降った雨がゆっくり排水されます。地域からの排水が抑えられるので、排水路の増水や排水機場の急な運転が減ることなどが期待できます。

▶どのような工事になるの？

専用マスを排水路の小堤（田んぼの水路側の畦畔）に取り付けます。

※小堤の高さが低くなっている場合はかさ上げもできます。

事業名 令和6年度 田んぼダム促進緊急対策事業
豊田地区落水枅整備工事

総事業費（県補10/10）68,000,000円

取組面積 約72ha



事業名 令和6年度 維持管理適正化事業（一般補修整備）
第46期生 中山第3揚水機場ポンプ設備改修工事（竣工）
事業費 14,731,200円 施工 斉藤商事株式会社



事業名 令和6年度 維持管理適正化事業（防災減災機能等強化）
第48期生 大生排水機場設備整備工事（竣工）

事業費 70,895,000円 施工 斉藤商事株式会社



事業名 令和6年度 農業生産基盤整備事業（一般地帯型）
二本紀地区排水路整備工事（応急対策竣工）

事業費 3,311,000円 施工 旭建設工業株式会社



県営圃場整備事業 三坂地区
第2揚水機場完成全景



県営圃場整備事業 総上・豊加美地区
第3揚水機場（施工中）



二. 機場の管理について

雷雨時は運転を休止し、十分に天候が回復するまで、通電しないでください。ポンプ故障の原因となります。

尚、運転管理者の方は、責任をもって運転開始及び運転停止の操作に当たってください。

用配水調整委員会・機場管理委員会

令和6年度の事業（抜粋）
毎年度事業計画を立て、補助事業を活用して改修致します。